

◆都市計画法第 32 条協議書提出書類一覧

◎正本 1 部、副本 1 部の計 2 部を提出すること。

項	図書の名称	備考
1	32 条協議申請書	正副共に申請者朱肉で押印。
2	委任状(委任の場合)	申請者及び代理者印押印のこと【正副共に朱肉で押印】。 32 条の委任状を作成すること。
3	協議位置図	
4	開発区域に含まれる区域の名称一覧表	
5	設計説明書	
6	従前の公共施設一覧表	32 条協議用の一覧表を添付すること。 公共施設は、設計図等に根拠を明記しておくこと。
7	新たに設置される公共施設一覧表	32 条協議用の一覧表を添付すること。 公共施設は、設計図等に根拠を明記しておくこと。
8	申請者印鑑証明書 【法人の場合は資格証明書も】	受付日より 3 か月以内のもの。 【原本添付のこと】
9	土地権利者の同意書	原本添付のこと。
10	その他権利者の同意書	抵当権者・地役権等【原本添付のこと】
11	同意者の印鑑証明書	受付日より 3 か月以内のもの。 【原本添付のこと】
12	土地登記簿謄本	受付日より 3 か月以内のもの。 【原本添付のこと】
13	地籍図	転写場所年月日及び氏名押印。
14	開発区域位置図(1/10,000) 開発区域区分図(1/2,500)	
15	現況図	
16	土地利用計画図	開発区域を朱線、接続道路名・幅員を記入すること。
17	造成計画平面図・造成計画断面図	盛土：赤色、切土：黄色で着色すること。
18	開発区域求積図	求積は、筆及び区分ごとに求積を行う。
19	公共施設求積図	求積は、筆及び区分ごとに求積を行う。
20	排水計画平面図・排水計画縦断図 排水施設構造図・流末施設構造図	

21	給水計画平面図	
22	道路計画縦断図・道路計画横断図 道路施設構造図	
23	擁壁構造図	擁壁を設ける場合。
24	緑化計画図	緑化計画がある場合。
25	公園施設計画図	公園を設置する場合。
26	水理計算書	
27	工事工程表	
28	事前協議書の写し	
29	協定書の写し	
30	前各項に掲げるもののほか、市長が 必要と認めるもの	

※全図面設計者印を押印すること。

※32条と29条の同時受付は可能であるが、委任状は別々に作成すること。

※32条と29条の申請書類は別々に作成すること。

※29条必要書類については、許可権者が大阪府であるため、大阪府に確認のこと。